ハ　変調方式が一六値直交振幅変調の場合

搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の（±）R（Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。）の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

第五十八条の二の十二に次の一号を加える。

四　空中線電力は、一〇ワット以下であること。

別表第一号の表注18中「多重通信路の送信設備」の次に「（市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備を除く。）」を加え、(3)を削り、同注18(4)中「、(2)及び(3)」を「及び(2)」に改め、同(4)を同注18(3)とする。

別表第一号の表の注に次のように加える。

56　54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、3（10^{-6}）とする。

別表第二号第45を次のように改める。

第45　54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1　変調方式が四値周波数偏位変調のもの　14.6kHz

2　変調方式が四相位相変調のもの

(1)　チャネル間隔が7.5kHzのもの　7.1kHz

(2)　チャネル間隔が15kHzのもの　14.6kHz

3　変調方式が一六値直交振幅変調のもの　15kHz

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「テレメーター用固定局」の下に「の無線設備」を加え、「（いずれも他の固定局によつてその送信が制御されるものに限る。）」を「のうち、他の固定局によつてその送信が制御されるもの」に改め、「以下のもの」の下に「（第三十八号に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。